

第2章 計画の策定方針

1. 策定の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間



第2章 計画の策定方針

1. 策定の目的

2006（平成18）年6月、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策等を包括的に明示する「福島市水道事業基本計画」を策定しました。2015（平成27）年11月には、従前の計画・事業を適切に継承しつつも、国の「新水道ビジョン」を反映した「福島市水道事業基本計画2016」を策定し、2026（令和8）年3月で計画期間満了となります。

現在、人口減少という長期的な社会構造の変化が起きており、水道料金減収に直結するなど水道事業を取り巻く環境の転換期を迎えております。本市はこれまで市勢発展に伴う水需要に対応すべく、8次にわたる拡張事業に取り組み、総延長1,600kmを超える管路を整備してきました。

今後は、地域全体が備えるべき水道インフラの在り方を見極める時期にあるとの認識のうえ、施設更新や耐震化を単純化せず、新たな社会構造に適応した水道インフラの再編が必要となります。さらに、人口減少に伴い水道料金が減収する反面、今般の急激な物価上昇に加え、高度成長期に整備した管路の老朽化が進み施設更新需要が増大していくといった、相反する課題を克服し両立させる必要があります。

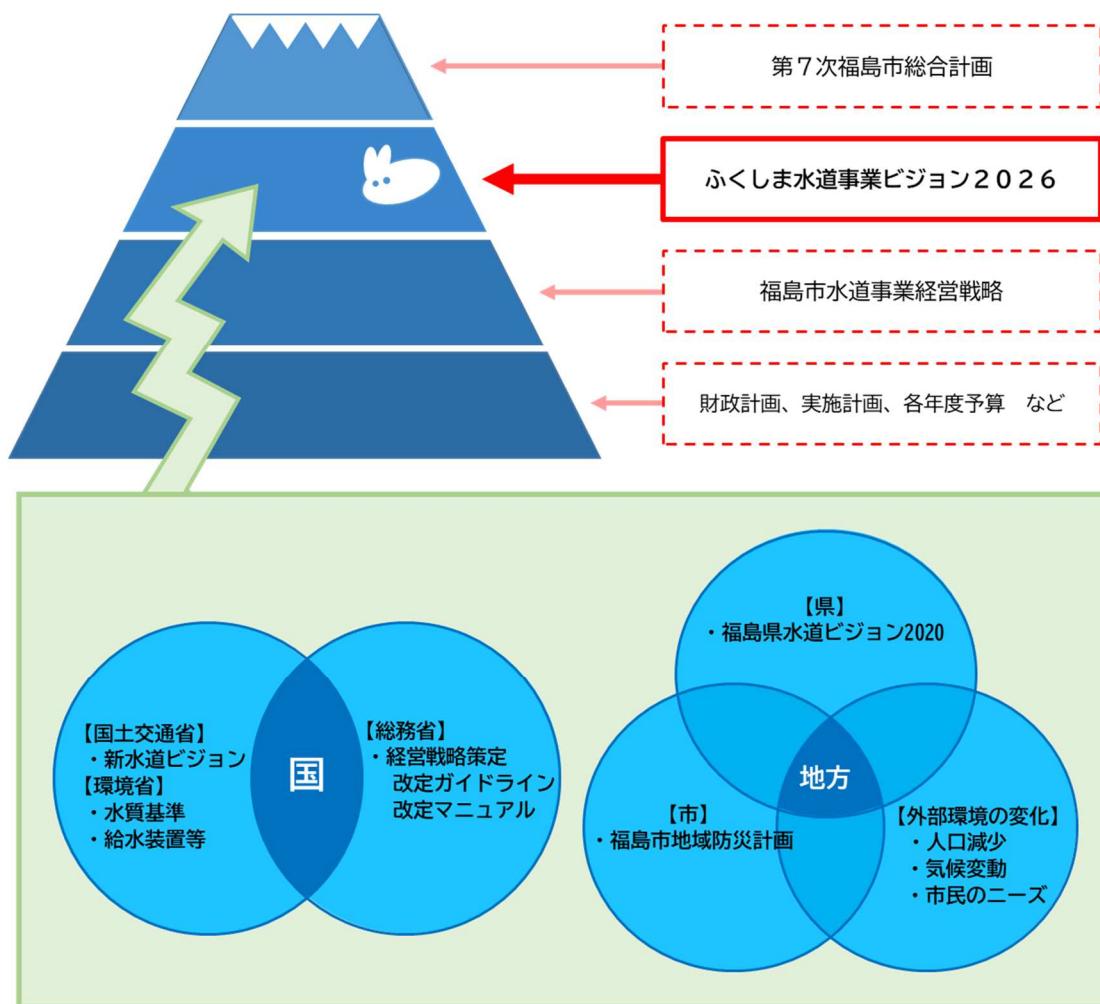
長期的な観点から水道施設を良好な状態に保つために計画的な更新を進めるうえで、さらなる災害に強い水道を目指し、将来にわたる安定供給確保と水道料金とのバランスを意識した事業推進を行うべく、実現に向けて新たなビジョンを策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、2026（令和8）年3月に計画期間が終了する現行の「福島市水道事業基本計画2016」に代わる新たな本市水道事業の指針であり、国土交通省が作成を奨励する地域水道事業ビジョンとして策定するものです。

暮らしを支える良質な水道水の安定供給により、安全安心なまちづくりの実現を目指します。

【各種計画との整合】



3. 計画期間

2050年の地域社会の姿を見据えた今後10年間の計画とします。

2026（令和8）年度～2035（令和17）年度（10年間）

水道事業は、長期的計画に基づき施設を整備・更新する必要があります。計画期間については、今後取り組むべき大きなタスクの期間目標を考慮し、中長期的視点をもって、到達目標を2050（令和32）年に設定します。

大きなタスクは二つ、一つは、「大量の更新時期を迎えるまでに取り組む管路更新・耐震化」、もう一つは「カーボンニュートラル」です。

そのうえで、「ふくしま水道事業ビジョン2026」の計画期間は10年とします。技術革新や社会情勢の変化に対応するため、第7次福島市総合計画にあわせ中間年度である2031（令和13）年度に見直しを行います。

